仮称）民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領（案）

第１章　制定背景

（要領の趣旨）

第１条　本県では、土石等の投入による大規模漁場造成事業の実施に伴う汚濁物質の拡散等、海洋環境への悪影響が強く懸念されていたこと等を契機として、海の適正な利用と環境の保全を図るため、平成７年度に愛媛県海を管理する条例（平成７年 12 月 22 日条例第 51 号。以下「条例」。）が制定されるとともに、占用の対象を公共性または公益性を有する事業に限る等、慎重かつ厳格に条例の運用がなされているが、今般、自然状態を改変せずありのまま管理する事に主眼が置かれた、旧来型の消極的な管理手法に留まらず、水産資源の涵養や生物多様性の確保といった目的の評価体系及び積極的な管理手法の導入を検討する機運が高まっている状況にあることから、藻場造成と称する関連事業に係る、設定目標、モニタリング、リスク管理等に関する考え方を明らかにし、従来の審査基準を補完することにより、水産資源の涵養等、新たな公益性の実現を目的とした事業を評価しうる審査基準の構築を目指すものである。

（基本的な考え方）

第２条　水産業の振興を目的に実施する藻場造成事業においては、環境の保全との調和を図るとともに、造成等に伴う各種行為においては、関係法規を遵守し、各種計画や事業等との整合を図るものとする。

２　藻場造成は、長期に渡り海域を占用・管理し、造成に必要となる各種工事を行うものであることから、都度の土石等の投入行為も含め、造成事業に伴う海域の占用として扱うものとする。なお、事業実施に伴う各種行為は、条例第３条第１項第１号に示す海域の占用に含まれるものとする。

（用語の定義）

第３条　この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

①許可の対象とする藻場造成事業は、水産生物の産卵または育成の場の確保を目的とするものに限る。

②海域の占用とは、条例第３条第１項第１号に基づく許可を指す。

③整備基盤とは、海藻草類の定着及び育成を図るため整備する基盤を指す。

④基材とは、整備基盤を構成する要素（外郭材・基礎捨石・中詰材・覆砂・藻場礁等）を指す。

⑤土砂とは、水底土砂並びに、掘削及び床掘により発生する含水率の高い粒子の微細な泥状のものを除く建設発生土を指す。

⑥事業期間は、基材の投入及び藻場の定着・育成に要する期間を指す。

⑦リスク事象とは、例えば、対象海域からの濁り流出に伴う実害や風評被害等の発生、暴風・高潮・潮位変動・地震・津波・陸上部の崩壊や土石流等による海域への土石の流入等による造成基盤の損壊等、事業継続ないしは造成基盤の存廃に影響するあらゆる事象を指す。検討を要する必要最低限の項目を以下に示す。

例示）地域合意形成リスク、環境リスク、地盤・技術リスク、工事施工リスク、自然災害リスク、コスト・財務リスク、スケジュールリスク、完成後・運営リスク

⑧関係機関とは、藻場造成の審査に係る愛媛県に属する、本条⑨表に示す県関係機関（本庁及び関係地方機関）に加え、事業実施箇所を管轄ないしは行政区域に含む関係官署（海域管理官署である海上保安庁・国土交通省、及び市町等）を指す。

⑨審査に係る県関係機関を次表に示す。なお、本表は第６条・７条・12 条に係る審査時の所掌分担を併せて示すものであるが、表「必要性」欄に「〇」で示す機関については、その審査への参画要否を港湾海岸課が判断するものとする。

・県関係機関（６条・７条・12 条関係）

対象項目	本庁	関係地方機関	必要性
水質	環境・ゼロカーボン推進課	―	◎
地形及び地質	自然保護課	―	◎
	文化財保護課	―	〇
	海岸所管課（※）	各海岸所管課（※）	〇
動物、植物、生態系	自然保護課	―	◎
	水産課	各局水産課	◎
景観	自然保護課	―	〇
	都市計画課	―	〇
人と自然との触れ合いの場	自然保護課	―	〇
	文化財保護課	―	〇
	観光国際課	―	〇
廃棄物等	循環型社会推進課	―	〇
放射線の量	原子力安全対策課	―	〇
潮流変化	港湾海岸課	各局建設部管理課及び土木事務所	◎

※本事業の実施海域を地先とする海岸所管課。本庁は港湾海岸課・農地整備課・漁港課、地方機関は各局管理課又は土木事務所・各局農村整備課・関係各局水産課が所掌。

⑩不利益処分とは、条例第６条に抵触するとして行う許可申請を不許可とする処分、同第８条に抵触するとして許可取消等を行う処分、及びそれらに関連して発出する各種の指示・命令を指す。

第２章　許可手続等

（申請書類）

第４条　許可申請時の提出書類及び記載する項目は次表に示すとおりであり、記載する項目及び求められる水準は第３章第８条から第 15 条に示す。

	書類	項目
①	申請書	申請者名・場所・目的・内容・面積・方法・期間
②	藻場造成計画書	目的・手法・効果・事業期間・整備基盤の概要・体制及びリスク管理・関係官署確認結果・関係漁業協同組合の同意書・地域住民の同意があることを証する書類
③	施工計画書	施工概要・面積・施工手順・施工期間・施工主体・作成図面・安定計算・連絡体制・事故災害時の対応等
④	調達・使用基材説明書	基材の特定・性状・調達方法・投入方法
⑤	環境影響調査	環境影響範囲・事業及び地域の特性・評価項目の選定、予測及び調査、評価・環境保全措置
⑥	モニタリング調査及び追跡調査	調査項目・目標値・場所・頻度及び期間・結果の報告方法
⑦	維持管理計画書	管理主体・管理方法
⑧	資金計画書	申請者：工事費積算・リスク事象に係る資金余力等・資金調達方法・資金余力 施工者：支出及び収入計画・資金繰計画・リスク事象に係る資金余力等・財務諸表

（許可期間等）

第５条　海域（水域）の占用許可期間等については、次の各号に示すとおりとする。

①事業期間に関わらず、海域占用許可期間の上限は３年とし、先の占用許可期間における施工、土砂の受入、モニタリング及び追跡調査が適切になされ、各種計画及び許可条件との齟齬が無く、現場海域及び整備基盤に変状が見られない場合に限り、更新を許可するものとする。

②申請目的は、「漁業資源の涵養を目的とした海域での藻場造成基盤整備及び土砂投入」とする。

③許可面積は、工事施工区域の面積とする。

④藻場造成後の整備基盤は、管理責任者がいる海底又は海浜とみなし、占用対象として扱わないものとする。

⑤許可権者等の区分は、愛媛県地方局処務規程（昭和 56 年４月１日訓令第 40 号）及び愛媛県地方局事務決裁規程（昭和 55 年６月 20 日訓令第 10 号）の規定に関わらず、条例第３条第１項第３号「土石の投入等」の区分に準じ、知事の権限に属する事務として扱うものとする。

（申請手続先及び審査手順）

第６条　藻場造成事業は、審査項目及び関係機関が多岐に渡ることから、第４条規定書類の大半が整った時点で、申請者並びに、当該海域を所管する県各局建設部管理課又は土木事務所（以降「各建設部等」）及び港湾海岸課は、次の各号に示す手順により事前協議を行うものとする。

①申請者は、各建設部等を窓口とし、協議資料を２部提出するものとする。

②各建設部等は、協議資料のうち１部を港湾海岸課に送付するものとする。

③港湾海岸課は、審査に加わる県関係機関を特定する。

④各建設部等は、各局水産課に協議資料の副本又は写しを送付した後、関係地方機関の確認結果も含め、是正・疑義の有無及び有ればその内容を、港湾海岸課へ伝達する。

⑤港湾海岸課は、環境・ゼロカーボン推進課、自然保護課及び水産課、並びに必要に応じ審査に加わる本庁関係課（以降「本庁関係課」）に協議資料の写しを送付した後、本庁関係課の確認結果も含め、是正・疑義の有無及び有ればその内容、並びに現時点での許可・不許可の見通しを、各建設部等へ伝達する。

⑥各建設部等は、④⑤の疑義等に関し、申請者に追加資料の提出や説明を求めるとともに、申請者立会のもと、必要に応じ現地確認を行うものとする。なお、申請者との協議等に際しては、必要に応じ港湾海岸課も同席するものとする。

⑦各建設部等は、⑥の結果を港湾海岸課へ報告するものとし、疑義の解消・書類の補正等が完了するまでの間、④～⑥による手順を基本とし、審査を継続するものとする。

２　前項①～⑦を経た後に、申請者並びに、各建設部等及び港湾海岸課は、次の各号に示す手順により許可申請及び審査を行うものとする。

①申請者は、各建設部等を窓口とし、正本１部・副本５部を申請書類として提出すること。

②各建設部等は、関係地方機関、関係市町及び関係海上保安部に意見を照会し、文書回答を求める。

③各建設部等は、申請書類の確認結果を踏まえ、実地検査調書を作成することとし、調書には、本要領第３章に示す審査基準への適合状況を記載するものとする。

④各建設部等は、②回答及び③実地検査調書を申請書（正本１部・副本２部）に添付し、港湾海岸課に進達する。

⑤港湾海岸課は、申請内容を確認後、本庁関係課に意見を照会し、文書回答を求める。なお、環境保全上の支障の有無等に関しては主には環境・ゼロカーボン推進課及び自然保護課に、藻場造成計画及びモニタリング・追跡調査計画の妥当性、並びに漁業調整上及び水産資源の保護培養上の観点からの支障の有無等については水産課に意見を求めるものとする。

⑥港湾海岸課は、④及び⑤により審査し、許可指令書又は不許可指令書（以下「許可書等」という。）を各建設部等に送付する。

⑦各建設部等は、⑥の許可書等を申請者に交付する。

⑧許可は有償許可とし、占用料は、各建設部等が発行する納入通知書にて納入されるものとする。

３　第１項及び第２項の規定は、変更及び更新許可に係る手続きにおいて準用するものとする。

（調査報告先）

第７条　モニタリング調査及び追跡調査（以下「調査等」）に関する手続は、次のとおりとする。

①申請者は、調査等に定めた調査を実施する都度、各建設部等を窓口とし、調査結果を示した書類（以下「報告書」）を６部（正本１部、副本５部）提出するものとする。

②各建設部等は、報告書が提出された場合、内容を確認し、関係地方機関に副本又は写しを送付した後、関係地方機関の確認結果も含め、疑義等があればその内容と共に、副本３部を港湾海岸課に送付する。

③港湾海岸課は、報告書等の内容を確認後、本庁関係課に意見を照会し、文書回答を求める。なお、環境の保全上の支障の有無に関しては主には環境・ゼロカーボン推進課に、漁業調整上及び水産資源の保護培養上の観点からの支障の有無については水産課に、それぞれ意見照会する。

④港湾海岸課は、②及び③により、適又は不適を審査し、結果通知書を各建設部等に送付する。なお不適の場合は、その内容及び是正事項と共に、不利益処分の見通しを示すものとする。

⑤各建設部等は、④の結果通知書を報告書の提出者に交付するとともに、該当がある場合は是正指導を行うものとする。

第３章　審査基準

（申請書への記載事項）

第８条　申請書式は条例施行規則第３条規定の「様式第１号（その１）」を使用するものとし、次の各号に留意し必要事項を記載するものとする。

①第４条表①に示す記載事項を正確かつ端的に示すこと。

②内容を別資料にて示す場合は、その旨を記載すること。

③数量に関しては、占用面積に加え、藻場造成のため投入する基材等の種類ごと、その量を㎥表記にて記載すること。

④様式注２記載の書類が添付されていること。

（藻場造成計画書）

第９条　藻場造成計画書には、次表各号の項目が記載されていることを確認するとともに、同表右欄に示す内容を満たすものとする。

	項目	審査基準
①	目的	1) 藻場造成が必要な漁業振興上の課題が示されていること。 2) 水産生物の産卵又は育成の場の確保を目的としていること。 3) 施工場所もしくは近隣海域に生息し、または生息していた海藻草類の増殖を図るものであること。 4) 目標値は、施工場所もしくは近隣海域の生息状況を考慮して設定されており、現存する藻場の密度、面積以上であること。
②	手法・効果	1) 造成藻場の対象種及び選定理由が示されていること。 2) 造成藻場が担う役割及び対象水産資源が涵養される過程が示されていること。

		3)造成数量と目標値との関係が示されていること。
③	場所	1)事業実施箇所の選定理由が示されていること。なお、選定理由においては、海象条件、周辺海域での対象種の分布の変遷及び生態的適地条件、並びに施工条件を総合的に踏まえた選定である旨を示すこと。
④	事業期間	1)事業期間は、基盤整備期間及び藻場育成期間とする。対象海藻種の生育サイクルを考慮し、基盤整備後３サイクル（少なくとも３年）以上の育成期間とすること。 2)基盤整備、藻場育成期間及びその工程が論理的に示されていること。
⑤	整備基盤の概要	1)整備基盤の構成材及びその選定理由が示されており、対象種の定着・育成を図るための基盤であると認められること。 2)整備基盤の要求性能は、「漁港・漁場の施設の設計参考図書」等に基づき、設置状況に応じて、以下の条件を満たしていることとする。 〇整備基盤が増殖対象とする種の生育に好適な天端高、流動、基質形状、光、海底面からの高さ等の諸元を有すること。 〇波、流れ等の作用に対して、整備基盤の安定質量を満足していること。 〇漁船等の船舶の航行に影響を及ぼさないよう、適切に配置又は配慮されていること。 〇増殖対象とする種の生息に適した地盤高の諸元（水深、海底勾配等）が確保されること。 〇増殖対象とする種の生息に適した底質の性状（粒径、化学的性質等）が確保されること。 〇増殖対象とする種の生息に適した海水交換が確保されること。 〇波、流れ、漂砂等の作用に対して、整備基盤の底質材料が漁場機能に影響を及ぼさない程度で安定していること。
⑥	体制及びリスク管理	1)基盤整備期間及び藻場育成期間各々についての施工・育成体制が明示されていること。 2)事業期間中に発生しうるリスク事象が明示されており、各リスク事象に関する責任の所在、対処の概要、及び対処に要する経費の概算が明示されていること。
⑦	関係官署確認結果	1)藻場造成事業に係る関係官署に事業内容を説明し、各機関の意見等が確認結果調書として整理されていること。 2)関係官署には、少なくとも「海域管理機関」として「海上保安庁」、「影響先水域、水産業ほか地域振興等を所管する立場」として「地元市町」が含まれていること。 3)なお、県関係機関からは、第６条第１項に示す「事前協議」の過程において意見が示されるものとする。
⑧	関係漁業協同組合の同意	1)事業実施箇所が含まれる海域に漁業権等を有する漁業協同組合及び隣接海域に漁業権等を有する漁業協同組合の同意を得ていることが証明されていること。
⑨	地域住民の同意	1)事業実施箇所に係る地域住民の同意を得ていることが証明されていること。なお地域住民には、少なくとも実施箇所を地先とする自治会・町内会等を含むほか、隣接する等の密接な関わりがあり、対象事業に関心を示す周辺自治会等も対象とすること。

（施工計画書）

第 10 条　施工計画書には、次表各号の項目が記載されていることを確認するとともに、同表右欄に示す内容を満たすものとする。

	項目	審査基準
①	施工概要・面積	1)施工の概要及び施工区域、並びに外郭部分・土砂捨込部分の面積が示されていること。
②	施工手順・施工期間	1)施工手順及びその方法が順序だてて説明され、工程表にて工期が示されていること。 2)各工程において、水質汚濁等、海洋環境への影響及び災害発生リスクを考

		慮した工法を選定していることが説明されていること。 3)船舶等、使用される主要機材の諸元が説明されていること。
③	施工主体	1)施工主体及び各工程における具体的な行為の実施主体が明示されており、各々の工程を担う資格及び実績があることが添付資料により示されていること。 2)契約書・協定書、その他これらに類する書類の写しを添付するとともに、その中に申請者と施工主体との役割分担や、リスクの定義及び想定されるリスクに対する責任の所在が示されていること。
④	作成図面	1)造成箇所の位置図が示されていること。 2)周辺海域に施工箇所を示した深浅図及び基盤整備後の深浅図が作成されていること。 3)海底及び水面の位置が明示された基盤整備前後の縦・横断図が作成されていること。 4)整備基盤自体に係る平面図及び縦・横断図並びに、比較のため造成前の同図面が作成されていること。なお、造成後の状況を示した同図面においては、整備基盤の初期変化が概ね安定するまでの、毎年の変化の過程を図示すること。 5)施工面積・整備基盤面積を記した丈量図及び面積の計算根拠が示されていること。
⑤	安定計算	1)整備基盤は、「漁港・漁場の施設の設計参考図書」等に基づき、波及び流れに対する安定性を証明すること。なお、安定性の証明にあたっては、潮位等の条件を適切に設定すること。 【設定条件】 ○潮位条件（使用潮位） ○波浪条件（沖波波高、周期、換算沖波波高、周期、設計波高） ○土質条件（土質定数） ○材料条件（覆砂、中詰土） 【安定性の証明】 ○安定性照査（潜堤被覆材所要重量、覆砂粒径、覆砂勾配） ○その他（中詰土の吸出し防止対策等）
⑥	連絡体制・事故災害時の対応等	1)施工体系及び相互の連絡体制が示されていること。 2)関係官署も含めた事故災害時等の連絡体制が示されていること。 3)想定されるリスク事象ごとの具体的な対応計画が示されていること。

（調達・使用基材説明書）

第 11 条　使用基材説明書には、次表各号の項目が記載されていることを確認するとともに、同表右欄に示す内容を満たすものとする。

	項目	審査基準
①	基材の特定	有価又は有用である基材を採用すること。 1)外郭材・基礎捨石等 ○海藻草類が定着する基盤となる基材に関しては、その選定理由が説明されていること。また、証書・納品書を添付すること。 ○岩種（一部であっても、再生骨材を含む場合は製造メーカー及び製品名称）が明示されていること。 2)中詰材・覆砂等 ○海砂等購入土、県内公共工事に伴い発生する建設発生土（浚渫土及び山土等）、又は瀬戸内海環境保全特別措置法及び同施行令に示す瀬戸内海の内、中国及び四国各県に接する海域における公共由来浚渫土(*)に限るものとする。 ＊行政による公共事業に加え、独立法人または第３セクター、並びに社会通念上公益事業者と見做される主体が営む公益事業（社会インフラ、電力通信、交通輸送、等）に伴い生じる浚渫土を含む。 ○購入土については購入先等（販売者・原産地等）、浚渫土については発

		生水域（港湾区域・漁港区域・普通海域・海岸保全区域）、山土等については発生原因（河床掘削・トンネル・道路床掘・地盤改良・区画整理、等）により、投入する土砂種を区分して明記されているとともに、その発生原因となった工事名、発注者及び採取箇所が明記されていること。 ○土砂種・工事名・採取箇所に応じた使用土砂量が明示されていること。
②	性状	1)外郭材・基礎捨石 ○原則として、外郭部分等海水に直接触れる部分には天然由来の基材を利用することとし、その材質・性状が説明され、海域への環境被害が生じないものであることが説明されていること。また、産地証明書等を添付すること。 ○外郭部分等の一部に再生骨材を使用する場合は、その使用理由、有価物の製品として流通していること、海洋工事において豊富な取扱事例があることを示すほか、その性状が安定的であり、環境汚染リスクが無いこと等を示す試験結果・製品仕様等が添付されていること。 2)中詰材・覆砂等 【中詰材】 ○土砂等の種類・工事名・採取箇所毎に行う性状確認結果を示すとともに、基準値等を超過していないことが説明されていること。 ○浚渫土の場合 ・水底土砂の判定基準等(*)を満足すること。 ＊判定基準等として、少なくとも次の基準を参照すること。 ・「水底土砂の判定基準」に示す 33 項目 参照：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号） ・「判定基準項目に係る有害物質以外の有害物質」２項目 参照：廃棄物海洋投入許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成 17 年環境省告示第 96 号）別表第４ ・「その他の有害物質等」に係る代表的な４項目 参照：水産用水基準（社団法人日本水産資源保護協会出版：2018 年版）表５ ・「水産用水基準の底質基準」 参照：水産用水基準（社団法人日本水産資源保護協会出版：2018 年版） ・「油分を含む産業廃棄物に係る判定基準」１項目 参照：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 51 年総理府令第５号） ・「埋立場所等に排出する廃棄物の搬出方法に係る判定基準」１項目 参照：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号） ・「水底の底質に係る環境基準『ダイオキシン類』」１項目 参照：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号） ・浚渫土中に廃棄物が含まれていないこと。 ○山土等の場合 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）上の「廃棄物」に該当しないこと。 ・以下の基準を満足すること。 ＊判定基準等として、少なくとも次の基準を参照すること。 ・「土壌環境基準」26 項目 参照：土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年日環境庁告示第 46 号） ・「水産用水基準の底質基準」 参照：水産用水基準（社団法人日本水産資源保護協会出版：2018 年版） ・「油分を含む産業廃棄物に係る判定基準」１項目 参照：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 51 年総理府令第５号） ・「埋立場所等に排出する廃棄物の搬出方法に係る判定基準」１項目 参照：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号） ・「水底の底質に係る環境基準『ダイオキシン類』」１項目 参照：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

		・土砂中に廃棄物が含まれていないこと。 【覆砂】 ○天然由来の基材を利用することとし、その物理的・化学的性状が事業予定箇所周辺海域における底質と一致、もしくは近似している海砂等の購入土を使用すること。 ○底質が一致、もしくは近似していることを説明するとともに、その根拠として試料調査結果を示すこと。
③	調達方法	1)基材の種別毎、「発生・採取または生産場所」を図示するとともに、投入場所までの運搬経路及び運搬方法が示されていること。
④	投入方法	1)基材の種別毎、海域への投入主体及び投入方法が示されていること。 2)~~捨込~~土砂の投入については、予め定める運用基準に沿い実施することを基本とする。 3)運用基準には次の事項を規定するものとする。 ○汚濁防止措置として有効であると認められる対策の内容を定めることとし、少なくとも次の事項に関する規定があること。 ・周辺海域への汚濁の拡散を防止するため行われる周辺海域からの隔離及び汚濁を防止するため行う措置の内容。 ・事故等及び海域への汚濁の拡散を防止するための具体的な操船方法。 ○土砂投入前後の状況が適切に記録され、県から提出を求められた場合は確認できる状況であると認められる内容を定めることとし、少なくとも次の事項に関する規定があること。 ・投入土砂等の種類及び投入作業毎、土砂の投入箇所を示した平面図及び縦・横断図を作成する旨、及びその作成主体。 ・投入作業毎の、投入箇所及び周辺海域の作業前後の航空写真等（ドローン空撮可、以下同）、土運船の捨込海域への侵入・退出及び汚濁防止措置の展開状況、及び捨込作業の状況に係る写真を撮影する旨、及びその作成主体。 ・持込土砂に異物が混入されていないことの確認方法及び、土砂が現場海域に搬入される都度、異物混入が無いことの確認・記録方法。 ・現場管理者の責任において、土運船にて土砂が搬入される都度、サンプルを抽出し本表②に規定する検査を行う旨及びその抽出本数等。 ・行為者から予め示された土砂の調査結果と管理者が実施した土砂の調査結果とに乖離が無いことを確認する旨、及び乖離が著しい場合に取るべき措置の内容。 ○受入基準として適切であると認められる内容を定めることとし、少なくとも次の事項に関する規定があること。 ・受入対象土砂の種別、地理的範囲、及び性状に関する基準。 ・持込土砂の受入を中止する周辺海域での汚濁物質等の検出基準。 ・投入作業を中止する荒天時等の海象条件等。 ・投入作業の中止または受入済土砂の撤去を求める規約違反等の基準。

（環境影響評価）

第 12 条　施工面積が３千㎡以上、もしくは投入土砂等が２万㎥以上である藻場造成事業の実施を計画する場合、環境影響評価を行うものとし、評価書には、次表各号の項目が記述されていることを確認するとともに、同表右欄に示す内容を満たすものとする。

	項目	審査基準
①	環境影響範囲	1)当該事業により環境影響を受ける地域的範囲及びその設定根拠が示されている。
②	事業及び地域の特性	1)事業概要を説明するとともに、海洋環境に与える影響との観点から事業の特性及び必要性を説明すること。 2)水質、地形及び海象条件、周辺海域における生物定着の現況、自然環境と人との関わり等を説明すること。

③	評価項目の選定、予測及び調査、評価	1)「関係省令(*)」別表第１を参考に、環境影響評価の対象とする評価項目を示すこと。なお、海中に恒久物を設置する事業の特性を踏まえ、以下の要素については必ず選定するものとする。 ＊表中「省令」とは、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に係る埋立事業への適用に当たっての運用・解釈指針を示した「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年６月 12 日号外農林水産省、運輸省、建設省令第１号)」を指すものとする。 ○大気質：建設機械等の稼働に伴い発生する粉じん等 ○騒音・振動：建設機械等の稼働に伴い発生する騒音・振動 ○水質：土砂による水の濁り、造成が誘発する潮流変化等により生じる水の汚れ ○地形及び地質：造成が直接及ぼす重要な地形及び地質の改変・造成が誘発する潮流変化等を通じた間接的な重要な地形及び資質の改変 ○動物・植物・生態系：造成が直接及ぼす重要な生息域等への影響・造成が誘発する潮流変化等を通じた間接的な重要な生息域等への影響 ○潮流変化：造成により生じる潮流変化及び海岸（沿岸）地形への影響、並びに周辺海域における水産資源への影響 2)省令別表第２及び第 23 条から第 25 条を参考に、選定評価項目に係る調査及び予測の結果を示すこと。 3) 省令別表第 26 条・第 27 条を参考に、予測及び調査結果を踏まえ、事業実施が環境に及ぼす影響を評価すること。
④	環境保全措置	1)環境影響を最小限にとどめるため行う保全措置の内容を説明すること。

（モニタリング調査及び追跡調査）

第 13 条　モニタリング調査及び追跡調査には、次表各号の項目が記載されていることを確認するとともに、同表右欄に示す内容を満たすものとする。

【モニタリング】

	項目	審査基準
①	調査項目	1)調査項目に、少なくとも次の調査対象が含まれていること。 ○施工区域内においては、水質・底質・水温・生物（藻場・魚類・底生生物等）・地形・構造物の変状（破損・変形・沈下・溶出等） ○施工区域外においては、水質（濁り）・生物（藻場・魚類・底生生物等）・地形 2)調査記録方法等について、次の事項が含まれていること。 ○水質・底質については、定められた検査方法に拠る調査結果 ○生物については、調査地点毎の状況が分かる写真及び定着状況の説明 ○構造物の変状については、箇所毎の状況が分かる写真及び変形・圧密沈下・劣化・破損状況等の説明 ○地形については、海底の起伏状況の説明 ○上記に加え、施工区域内外の海域状況を撮影した航空写真等
②	目標値	1)各調査項目に関し、目標値及びその設定根拠が示されていること。
③	場所	1)調査箇所は施工中・施工後の整備基盤の変状や施工後の藻場の被度の状況等を把握するため十分な密度で実施することとし、その箇所が図示されていること。
④	頻度及び期間	1)事業期間内において、海域環境を把握するため、施工前・施工中・施工後の定点観測を実施する。 ○施工前調査は年２回以上の頻度で実施すること。 ○施工中調査は年２回以上の頻度で実施すること。 ○施工後調査は年１回以上の頻度で実施すること。
⑤	結果の報告方法	1)調査結果及び目標値を比較検証し、特に次の項目については、数値を交え状況を説明すること。 ○水質・底質：事業中止等を検討する基準値超過の有無。

		○構造物：沈下等の変状の評価。 ○地形：変動があればその原因及び評価。 ○生物：海藻草種・魚種等の区別毎目標値と比較した定量評価及びその他の定性評価により事業効果に言及する。
⑥	リスク事案の県への報告	1)本調査において藻場造成計画に定めるリスク事象に繋がる恐れがある変状が確認された場合、⑤の報告を待たず、速やかに状況・想定される原因、及び予定する対処法を県に報告し、指示を仰ぐ想定であること。

【追跡調査】

	項目	審査基準
①	調査項目	1)調査項目に、次の調査対象が含まれていること。 ○施工区域内においては、水質・底質・水温・生物（藻場・魚類・底生生物等）・地形・構造物の変状（破損・変形・沈下・溶出等） ○施工区域外においては、水質（濁り）・生物（藻場・魚類・底生生物等）・地形 2)調査記録方法等について、少なくとも次の事項が含まれていること。 ○水質・底質については、定められた検査方法に拠る調査結果 ○生物については、調査地点毎の状況が分かる写真及び定着状況の説明 ○構造物の変状については、箇所毎の状況が分かる写真及び変形・圧密沈下・劣化・破損状況等の説明 ○地形については、海底の起伏状況の説明 ○上記に加え、施工区域内外の海域状況を撮影した航空写真等
②	目標値	1)各調査項目に関し、目標値及びその設定根拠が示されていること。
③	場所	1)調査箇所は施工中・施工後の整備基盤の変状や施工後の藻場の被度の状況等を把握するため十分な密度で実施することとし、その箇所が図示されていること。
④	頻度及び期間	1)事業期間終了から概ね 10 年間、海域環境を把握するため年１回以上の頻度で施工後の定点観測を実施する。
⑤	結果の報告方法	1)調査結果及び目標値を比較検証し、特に次の項目については、数値を交え状況を説明する事。 ○水質・底質：事業中止等を検討する基準値超過の有無。 ○構造物：沈下等の変状の評価。 ○地形：変動があればその原因及び評価。 ○生物：海藻草種・魚種等の区別毎目標値と比較した定量評価及びその他の定性評価により事業効果に言及する。
⑥	リスク事案の県への報告	1)本調査において藻場造成計画に定めるリスク事象に繋がる恐れがある変状が確認された場合、⑤の報告を待たず、速やかに状況・想定される原因、及び予定する対処法を県に報告し、指示を仰ぐ想定であること。

（維持管理計画書）

第 14 条　維持管理計画書には、次表各号の項目が記載されていることを確認するとともに、同表右欄に示す内容を満たすものとする。

	項目	審査基準
①	管理主体	1)基盤造成後の藻場育成期間、並びに、藻場育成後の整備基盤の管理主体が明示されていること。
②	管理方法	1)藻場が永続的に生育し維持され続けるため、管理主体が行う管理の内容が明示されていること。 2)藻場及び造成した整備基盤に変状が認められた場合の対応方針が明記されていること。

（資金計画書）

第 15 条　資金計画書には、申請者及び施工主体の別に応じ、次表各号の項目が記載されていることを確認するとともに、同表右欄に示す内容を満たすものとする。なお、基盤材に用いる土砂に関し

受入料を徴取し事業費の一部又は全部に充当する場合は、その受入料に関し、申請者又は施工主体において、近隣海域における同種事業との比較を交え、料金の設定水準が妥当である旨を示すものとする。

【申請者】

	項目	審査基準
①	工事費の積算	1)材料費・機材損料・工種に応じた労務単価等並びにその数量等を積算し、概算工事費とともにその内訳が示されていること。
②	リスク事象に係る資金余力等	1)第９条⑥の規定により明示されているリスク事象への対処に要する経費のうち、申請者の負担コストが示されていること。 2)当該リスク事象が発生した場合の資金捻出方法が示されていること。
③	資金調達方法	1)事業経費の調達方法（短期借入、自己資金、等）及びその内容が資料で示されていること。
④	資金余力	1)事業を実施する資金余力が十分にあることが資料で示されていること。 3)リスク事案の様態によっては、事業期間及び追跡調査期間中における整備中ないしは整備済基盤の撤去（原状回復）を県が指示する事態が生じ得る旨留意するとともに、施工計画を踏まえ、各事業年度毎、現状回復する場合の経費及び負担する資金余力があることが資料で示されていること。

【施工主体】

	項目	審査基準
①	支出及び収入計画	1)対象事業に関連して生じる支出及び収入が説明されていること。
②	資金繰	1)事業期間中の事業上の資金繰が示されていること。 2)「資金」及び「収入」の根拠資料が示されていること。 〇借入金：銀行からの融資証書等 〇自己資金：当該事業のため新たに作成した通帳残高のコピー等
③	リスク事象に係る資金余力等	1)第９条⑥の規定により明示されているリスク事象への対処に要する経費のうち、施工主体の負担コストが示されていること。 2)当該リスク事象が発生した場合の資金の調達方法が示されていること。 3)リスク事案の様態によっては、事業期間中における整備中ないしは整備済基盤の撤去（原状回復）を県が指示する事態が生じ得る旨留意するとともに、施工計画を踏まえ、各事業年度毎、現状回復する場合の経費のうち施工主体の負担コスト及びコストを負担する資金余力があることが資料で示されていること。
④	財務諸表	1)過去３年間に渡る BS/PL 及びキャッシュフロー計算書を提出すること。

第４章　記録の保管、監査等

（記録の保管、経理の区分）

第 16 条　申請者及び施工主体は、事業期間終了後少なくとも 10 年の間、次の通り整理した基盤整備及び藻場育成に係る全ての記録を保管するものとする。

	項目	対象となる記録及び編纂要領
①	土砂投入状況	1)対象となる記録 〇調達・使用基材説明書 〇土砂持込申込書及び計量証明書 〇土質調査結果（搬入者実施分） 〇土質調査結果（管理者実施分） 〇都度記録する現場海域・土運船入退出状況・捨込作業状況に係る写真 2)編纂要領 〇1)に示す書類を搬入作業毎一まとめにし、時系列にファイリングする。 〇紙媒体及びデータ媒体にて保管する。

②	基盤整備状況	1)対象となる記録 〇施工計画書・環境影響評価 〇モニタリング及び追跡調査計画書 〇投入作業毎作成する投入・沈設箇所を示す平面図及び縦・横断図 〇モニタリング調査実施結果 2)編纂要領 〇1)に示す書類を時系列にファイリングする。 〇紙媒体及びデータ媒体にて保管する。
③	藻場育成状況	1)対象となる記録 〇藻場造成計画書 〇維持管理計画書 〇追跡調査実施結果 2)編纂要領 〇1)に示す書類を時系列にファイリングする。 〇紙媒体及びデータ媒体にて保管する。

2　申請者及び施工主体は、事業に係る収支状況を明確にするため他の事業と区分し開設する専用の口座を通じ、事業実施に伴う全ての取引を行うものとする。また、事業終了後少なくとも 10 年の間、次のとおり整理した事業収支に係る書類を保管するものとする。

	項目	対象となる記録及び編纂要領
①	通帳及び出納簿	1)対象となる記録 〇通帳 〇本事業に係る現預金出納簿 〇取引証憑（写しで可） 2)編纂要領 〇現預金出納簿は、支障なければ年度（４～３月）単位で作成する。 〇現金出納簿と時系列に整理した取引証憑とを年度毎ファイリングする。
②	工事原価、事業収支計算	1)対象となる記録 〇工事原価計算書（工事原価の合計及びその明細） 〇その他経費計算書（共通経費の按分、事業資金借入利子等） 〇事業収支計算書（上記３項目の差引計算） 2)編纂要領 〇1)計算書類は、支障なければ年度（４～３月）単位で作成する。 〇同一事業年度分を一纏めとし、時系列にファイリングする。

（監査）

第 17 条　県は、事業実施期間内においては、毎事業年度が終了する都度、申請者または施工主体（以下「申請者等」）の事務所等に立ち入り、書面監査を実施するほか、事業実施箇所において申請者等から事業の進捗状況等に係る説明を受けるものとする。なお、監査の実施に際しては、日時・場所等を予め申請者等へ通告するものとする。

（立入調査等）

第 18 条　県は必要が生じる都度、申請者等の事務所または事業実施箇所に立入調査を行う。なお、立入調査の実施に際しては、日時・場所等を予め申請者等へ通告するものとする。

2　県は必要が生じる都度、事業の実施に係る状況の説明や資料の提出を求め、申請者等はこれに応じるものとする。

第５章　計画の見直し、参照例規等について

（計画の見直し）

第 19 条　第３章に定める事業に係る各種計画において、事前に定めた定量的・定性的に把握可能な

目標値と、調査により得られた実行段階での測定値との差異を把握・分析するとともに、事業効果を最大限発現させるため、差異が大きい項目に関しては、適宜計画の変更を検討すること。

２　第１項に定める外、事業区域・期間・整備基盤・使用基材を変更する必要が生じたときは、予め変更許可を申請し、許可を得ること。

（参照例規等）

第 20 条　各種計画は、関係例規や指針、参考文献に沿い確立された手法により立案するものとするものとする。

【準拠基準】

	例規等	参照分野
①	公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日号外農林水産省、運輸省、建設省令第 1 号）	環境影響評価（類似事業である「埋立事業」への環境影響方化法適用に当たっての運用・解釈指針）
②	水産用水基準（社団法人日本水産資源保護協会出版：2018 年版）	水底土砂の化学的性状 建設発生土の化学的性状 海域での水質及び底質
③	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号）	水底土砂の化学的性状 海域での底質
④	廃棄物海洋投入許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成 17 年環境省告示第 96 号）表４	水底土砂の化学的性状
⑤	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 51 年総理府令第５号）	水底土砂の化学的性状 建設発生土の化学的性状 海域での底質
⑥	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）	水底土砂の化学的性状 建設発生土の化学的性状 海域での底質
⑦	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）	水底土砂の化学的性状 建設発生土の化学的性状
⑧	土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年日環境庁告示第 46 号）	建設発生土の化学的性状
⑨	余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和 52 年 8 月 26 日総理府令第 38 号）	海域での水質

【参照根拠（例）】

	例規等	参照分野
①	漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023 年版）	計画策定に係る技術的指針
②	港湾工事における濁り影響予測の手引き（平成 16 年４月国交省港湾局）	環境影響評価（濁度）
③	第３版磯焼け対策ガイドライン（令和３年３月）	モニタリング・追跡調査

（試験機関）

第 21 条　事業の計画立案及び調査に伴い実施する分析試験は、次の各号に示す公的試験機関、又は計量証明事業所で行うものとする。

①国又は都道府県が所管している試験機関

②計量法第 107 条の規定に基づく都道府県知事の登録を受けた環境計量証明事業所